

松本あさひ学園（以下、「学園」という。）は、昭和 42 年諏訪市に開設された長野県諏訪湖健康学園が、松本市に移転、新築され、昨年度から指定管理者として社会福祉法人長野県社会事業団が管理運営しています。

情緒障害児短期治療施設は、全国的に見ても被虐待や発達障害等による心理的な課題を有する子ども達が増え、より専門的な治療とケアが必要になってきています。

当学園においては、常勤の医師を配置するなど支援体制を充実し、児童相談所、学校などの関係機関とも連携して家庭、学校等での対人関係のもつれやゆがみなどの心理的な原因で不適応を起こしている児童の治療支援に積極的に取り組みます。

さらに、当学園を利用する児童が地域社会の中で成長していけるように生活力を身につけていくための応援団としての立場を明確にし、児童一人ひとりにとって、当学園が「オアシス」と感じられるように努めます。

また、学園機能を地域社会に還元することをとおして、県内で唯一の情緒障害児短期治療施設として、より一層県民から信頼を得ることができるよう努めていきます。

○ 実施事業及び職員体制

平成 24 年 4 月 1 日見込

区 分	定 員	現 員	職員数 25 人	
入 所	30 人	22 人	内 訳	心理治療員 5 人
通 所	5 人	3 人		支援員 14 人
				医師 1 人
				その他 5 人
			うち県派遣職員 8 人	

I 運営方針

事業団は、指定管理者として当初 3 年間は、移転・新築による松本地域での新たな運営となるため、関係機関との連携体制を構築しながら、派遣された県職員から諏訪湖健康学園での運営や支援方法等、今までの実績やノウハウについて十分な引継ぎを受け、その後事業団の独自色を醸し出していけるよう下記運営方針により、運営していきます。

- (1) 人権尊重の視点を基本とした治療・支援の提供

児童が安心して生活でき育ちあい成長できる施設とするため、児童の人権尊重の視点を基底とし、個を大切にしたいより家庭的な雰囲気でのケアを実践します。

(2) 総合環境療法の確立

ここ数年来増加している被虐待、発達障害など重複化する入園児童にも対応するため、研修を充実し施設の専門性を高め心理・生活支援・教育・医療の総合的な治療支援体系を確立します。

(3) 関係機関、家族との連携強化

児童相談所、学校など関係機関との連携をさらに強化して、社会のニーズに応える運営を行います。また、家族との連携をより深め、家庭復帰等の促進を図ります。

(4) 公平、公正な施設運営

施設運営の透明化及び情報共有ができる運営システムの構築を図ります。また、外部者によるサービス評価や苦情解決機関の活用等により学園運営をチェックし開かれた施設経営に努めます。

II 総務課

1 経営・人事管理

(1) 効率運営

ア 職員は、常にサービス向上を図りつつ、ランニングコストの縮減を意識して業務に当たります。特に、給食業務については、外部委託し、効率的で効果的な食事の提供を行います。

イ 「松本あさひ学園福祉サービス評価委員会」による外部のサービス評価を年1回受け、運営の透明性を確保するとともに、事業に反映しサービスの質の向上に繋がります。

【委員構成】

地域住民の代表者、地域の人権擁護委員、松本圏域障害者相談支援センター代表者、児童相談所代表者、児童養護施設関係者、学校関係者等外部有識者

(2) 組織体制の整備

組織は、総務課、治療支援課の2課制とします。

治療支援課は、心理治療係と生活支援3係（男子ユニット、女子ユニット、ホームユニット）とし、診断治療及び治療全体の統括として常勤医師を配置します。

(3) 人材の育成

ア 情緒障害児支援に実績のない事業団職員は、事業団研修要綱に基づく研修や全国情緒障害児短期治療施設協議会の研修に積極的に参加するとともに、学園独自でも研修計画を策定・実施し資質向上に努めます。

イ 目標管理制度及び勤務評価制度を活用し、人材育成と業務の効率化、活性化を図ります。

2 管理業務

(1) 健康管理

ア 嘱託医による児童の健康診断を年2回実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

イ 日常の職員間の連絡調整に加え、看護師及び栄養士による予防教育等を実施し、児童の健康状態の把握に努めます。

(2) 食事提供

ア 給食は、食育に配慮し児童の成長に応じた質の高い食事を、委託業者により提供します。

イ 委託業者とは、栄養士を中心に給食委員会を毎月開催し、衛生管理や児童の要望等について協議し、良質な食事提供を目指します。

(3) リスクマネジメントの強化

ア 事故報告及びヒヤリ・ハット報告は職員間で情報の共有化を図るとともに、迅速な改善を図ることで再発防止に努めます。

イ 職員研修にリスクマネジメント研修を組み込み、スキルアップを図ることで事故防止に努めます。

(4) 防災・安全管理

- ア 児童の実態に即した防災訓練を毎月実施します。また、有事の際には近隣住民の協力や連携が必要となるため、協力体制の整備も図ります。
- イ 事業団が管理業務を行う、隣接の松本旭町庁舎及びあさひ分校とも連携し、防災計画に基づき、災害発生時適切な協力体制が取れるよう、防災訓練を年1回行います。
- ウ 児童には、日常的な安全管理について「ルールブック」等により徹底します。

(5) 個人情報保護

事業団の「個人情報保護規則」に基づいた適正な取り扱いが行われるように、職員への教育を徹底します。

(6) 満足度調査

児童の満足度調査を年1回実施し、結果は迅速に業務に反映させ、サービスの質の向上に努めます。

(7) 苦情解決の適正運営

児童からの苦情に対しては、苦情対応責任者が責任をもって解決に努めるとともに、必要に応じて第三者委員へ報告する等適切な対応をします。

(8) 関係機関との連携

ア 原籍校との連携

児童は退園後、原籍校に戻ることを原則とします。そのため、入園中から原籍校との連携を密にし、退園に向けての試験登校等を実施します。

また、学園が主催し、原籍校や児童相談所等関係機関による連絡調整会議を年1回実施します。

イ 児童相談所との連携

入園は、児童相談所の措置により決定されます。そのため、児童相談所とは随時連絡を取り合い、治療や支援の方向を見直すなど支援体制を整えます。また、児童が、家庭や学校生活にスムーズに戻れるように連携して支援し

ます。

ウ その他の関係機関

学園は、短期治療施設です。児童が退園後、それぞれの地域で落ち着いた生活を送れるように、入所中から、それぞれ関係する機関が連携・協力し、当該児童の治療や支援を進め、入所目的が達成されるよう協力体制を整えます。

また、学園運営に日常的に関係の深い信州大学附属病院、松本市教育委員会、県児童福祉施設連盟、全国情緒障害児短期治療施設協議会等の関係機関とは、特に連携を図り対応します。

3 情報発信

ホームページによる情報提供を継続するとともに、視察・見学を積極的に受け入れ、広く情緒障害児短期治療施設について広報するよう心掛けていきます。

また、学園だより「ふれあい」を年4回発行します。

III 治療支援課

1 提供するサービスの質の向上

(1) 基本方針

治療支援は、児童の特性に配慮して「入所」、「通所」または「小規模ケア（グループホーム）」により行います。

(2) 心理治療

ア 心理治療は、個別の治療プログラムを立案し、それに基づき統一して進め、定期的に評価、更新を行います。

イ ケースカンファレンスは個別的・効率的に実施します。

(3) 生活支援

ア 生活支援は、自立支援計画に基づき、基本的な生活習慣の習得を図りながら、児童自身で課題解決ができるよう支援します。

イ 大人に見守られながら集団で生活することにより、集団の持つ治癒力を高め、最終的には、児童個々の生活力の

向上を図ります。職員は、児童との距離間を大切にしつつ、必要なときは迅速に対応します。

(4) 医療

医師は、個々のケースの基本的な心理治療及び生活支援等の治療支援の枠組みについてより濃密に助言し、方向付けを行うとともに治療全体について管理統括します。

(5) グループ活動

児童の中には、コミュニケーションや人間関係のとり方が上手くできないため、不適応をおこしているケースが見受けられます。学園では、学園祭や季節行事並びに奉仕活動等の地域活動や太鼓クラブなどのクラブ活動等目的意識的なグループ活動を実施することや、学校行事・児童福祉施設連盟等が主催する球技大会等の関係団体の行事に参加する中で、児童が集団の中で生き生きと活動し、集団への適応力を高めるようにしていきます。

(6) 家族治療

児童の問題の背景や原因を明らかにし、適切に治療方針を立てるとともに家族関係の改善を図るため、家族治療を行います。具体的には、家族面接、心理教育、家庭訪問、電話相談等の他、ファミリーワーク宿泊治療も行います。

(7) アフターケア

児童が、自立支援目標を達成し退園後、安定した生活が送れるよう、相談及びその他の支援を行うアフターケアを推進します。

(8) 学校教育

児童は、学園内に設置される分校に通学します。児童が分校通学を通じて学習に対する自信を回復していけるよう、分校教職員と連携を図り治療支援に当たります。

ア 小学校教育・・・岡田小学校あさひ分校

イ 中学校教育・・・女鳥羽中学校あさひ分校

2 地域福祉サービス体制の整備

(1) 家族支援・連携

学園は、現在被虐待児の増加など複雑な親子・家族関係に起因して、情緒的、環境的に不適応を起こしている児童が多数を占めます。そのため、家族関係の修復や改善は、児童の治療や支援を進める上で欠かせません。学園では、家族を治療支援の「協力者」と位置づけ、家族も含めた地域関係者による支援会議を積極的に持ちます。

ア 家族面接・心理教育

イ 家庭訪問、電話による相談・連絡

ウ 治療帰省（家族には治療帰省に協力していただきます）

エ 宿泊体験事業（ファミリーワーク事業）

(2) 地域との連携強化

ア 学園の持つ社会資源を近隣地域に還元するため、新たに開設した通所（定員5人）は、松本市を中心に通園可能な範囲の児童とし、早期に原籍校に戻れるよう治療支援に当たります。

イ 学園は、県内に一か所しか存在せず、運営形態も極めて専門的なため、地域の皆さんに、先ず学園を知ってもらう機会を持つように努めます。

具体的には、地域住民に「ほほえみ祭」等行事参加の呼びかけやボランティア依頼などにより児童との交流を進め、地元の社会資源として学園を有効に活用していただけるようにします。また、治療や生活支援の一環として、地域行事への参加・協力（太鼓発表等）及び学園児童が地域に貢献できる活動（奉仕活動等）を積極的に採り入れます。

(3) ボランティア・実習生等の受け入れ体制の整備

ア 開かれた施設運営を進め、学園の生活を潤いのあるものにするため、地元大学生等の地域ボランティアを積極的に受け入れていきます。

イ 学園の専門機能の社会還元を進めるためにも、心理・医療・福祉・教育等を学ぶ学生の実習を積極的に受け入れ、地域の人材育成を支援します。